

開放型病院利用の手引

学校法人総持学園

鶴見大学歯学部附属病院

開放型病院利用の手引

目 次

1 . 病院の概要 -----	2
2 . 共同診療について -----	3
1) 入 院	
(1) 共同診療入院患者の共同診療	
(2) 共同診療入院方法	
(3) 病院側の対応	
(4) 共同診療臨床医の来院	
(5) 病院の看護管理	
2) 外 来	
(1) 外来共同診療	
(2) 外来患者の共同診療方法	
(3) 外来手術室・治療ユニット使用手順	
(4) 共同診療臨床医の来院	
3 . 一般紹介患者について -----	6
(1) 診療依頼手順	
(2) 紹介患者の紹介医への帰院	
4 . 検査依頼について -----	7
(1) 検査依頼方法	
画像診断	
その他の検査	
(2) 検査結果報告	
(3) 医療機器の使用	
5 . 開放型病院における診療報酬 -----	8
6 . 開放型病院利用の関係様式 -----	9
7 . 病院保有の医療機器 (別表) -----	10
8 . 開放型病院の運用要綱 -----	11
9 . 開放型病院運営委員会設置規定 -----	13
10 . 開放型病院での手術室の使用規定 -----	14
11 . 開放型病院に関する通知 (参考) -----	15

本件に関する問い合わせ先：鶴見大学歯学部附属病院（病院医事課）
電 話 番 号：045（581）1001 内 線（8503）
F A X 番 号：045（581）0024

鶴見大学歯学部附属病院（開放型病院）のご案内
開放型病院として、共同診療外来・入院及び検査等の患者を受け入れておりますので、どうぞご利用下さい。

1. 病院の概要

- (1) 標榜科名：歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科・内科
- (2) 診療科：予防歯科・保存科・補綴科・口腔外科・矯正科・小児歯科
・放射線科・歯科麻酔科・高齢者歯科・内科
- (3) 病床数：32床
- (4) 施設承認：医療法第7条第1項による開設許可（承認）昭和44年11月05日
健康保険法による（特定承認）保険医療機関昭和45年04月01日
国民健康保険法による（特定承認）療養取扱機関昭和45年04月01日
生活保護法による医療機関 昭和47年04月13日
結核予防法による医療機関 昭和59年03月03日
労働者災害補償保健法による医療機関 昭和48年09月01日
児童福祉法育成医療 昭和48年08月01日
更生医療身体障害者福祉法 昭和48年08月01日
臨床修練指定病院（外国医師・外国歯科医師）昭和63年03月29日
顎変形症の手術前後における歯科矯正 平成02年11月01日
院内感染防止対策 平成11年01月01日
《高度先進医療》：顎顔面補綴（昭和61年10月1日承認）
歯周組織再生誘導法（平成8年7月1日承認）
一般病棟入院基本料3（3：1）・入院時食事療養実施有（直営）
・基準寝具設備実施有（委託）
- (5) 診療の受付および開始時間：月～土曜日（但し、第2・4土曜日休院）
初診受付時間 午前9時00分～午前11時00分
診療時間 午前9時00分～午後4時30分
（但し、第1・3・5土曜日の診療時間は午前9時00分～午後1時00分）
- (6) 休院日：日曜日・（第2・4土曜日）・祝日・（年末年始・夏休み・開学記念日等は別に定める）
- (7) 当院では一般外来並びに入院患者のほか障害者・要介護者・在宅高齢者・画像診断依頼患者・高度先進医療該当患者などを受け入れています。

2 . 共 同 診 療 に つ い て

1) 入 院

(1) 共同診療入院患者の診療

共同診療臨床歯科医師又は医師（以下「共同診療医」と云う）は病院担当歯科医師又は医師（以下「病院医」と云う）との共同診療と、病院医に対して診療上必要な医療指導を行うことができます。

上記共同診療を行った場合、病院医は共同して診療を行った事項について、共同指導確認書（様式2 - 入）を作成し、一部は共同診療医宛て送付します。

病院医は「診療録」に貼付し保管します。

(2) 共同診療入院方法

紹介医が患者の入院を必要と認めたときは、当該科病院医へ連絡し、病室確保の依頼をして下さい。入院に際しては病院医と協議し、入院の可否を決定するものとします。

(3) 病院側の対応

病棟に常時入院応需可能な病床を確保しております。

共同診療医：電話等 ▶ 当該科「病院医」入院決定 ▶ (共同診療患者・病状報告書) ▶ 共同診療医
診療情報提供書 ▶
(紹介状)

(4) 共同診療医の来院

受け入れ準備の都合上、事前に電話等で連絡してください。

来院時は医事課受付に「来院の旨」を伝え、病院医と共に白衣と所定のネームプレートとを着用し、病棟にお入り下さい。

共同診療は原則として次の時間帯をお願いいたします。

午前9時～午後8時

(5) 病院の看護管理

ア．当院は一般病棟入院基本料3（3：1）体制になっております。

病状により病室を移動する場合があります。

2) 外 来

(1) 外来共同診療

共同診療医は病院医との外来共同診療と、病院医に対して診療上必要な医療指導を行うことができます。

上記外来共同診療を行った場合、病院医は共同して診療を行った事項について、共同診療確認書（様式2 - 外）を作成し、一部は共同診療医宛送付します。

病院医は「診療録」に貼付し保管します。

(2) 外来患者の共同診療方法

共同診療医は当該科病院医へ連絡をし、外来手術室あるいは診療ユニットの確保の依頼をして下さい。

外来共同診療を行う患者は原則として次の条件を満たすものとします。

ア．歯科治療における難症例患者

イ．全身疾患があり共同診療が必要な患者

ウ．要介護者で共同診療が必要な患者

エ．在宅高齢者で共同診療が必要な患者

オ．その他共同診療が必要であると認められる患者

患者を外来で共同診療をする共同診療医は患者紹介状「診療情報提供書」（様式3）を添えて、患者の同意を得た上で患者とともにご来院下さい。

依頼先は当該科病院医とします。

(3) 外来手術室及び治療ユニット使用手順

共同診療医が当院の手術室あるいは治療ユニットを病院医とともに使用する場合は次の方法でお申し込み下さい。

ア．外来手術及び治療の申し込み

外来手術及び治療は、原則として、手術及び治療予定日の2週間前までに、手術室及び治療ユニット使用願い（様式4）を提出して下さい。なお、病院の受け入れ体制の都合でご意向に添えない場合もありますので、ご承知下さい。

イ．外来手術室及び治療ユニットの利用日時

< 外来手術室 >

毎週月曜日から金曜日（休日及び休日前日は除く）午前9時~午後4時
（手術の開始時間は終了時間を考慮して午後3時まで、お願いします。）

< 治療ユニット >

毎週月曜日から金曜日（休日は除く）午前9時~午後4時

ウ．手術器具

手術器具（インプラント器材など）は原則として当院で用意いたします。

なお、当院では用意できないものもありますので、予めご相談下さい。

エ．医療補助用具およびインプラント

G T R膜、エムドゲン等の医療補助用具あるいはインプラントフィクスチャー等が必要の場合には、前もってご依頼下さい。なお、当院では取り扱いできないものもありますので予めご相談下さい。

尚、手術内容（インプラント等）によっては事前にC T等の検査が必要となる場合がありますのでご承知おき下さい。

（４）共同診療医の来院

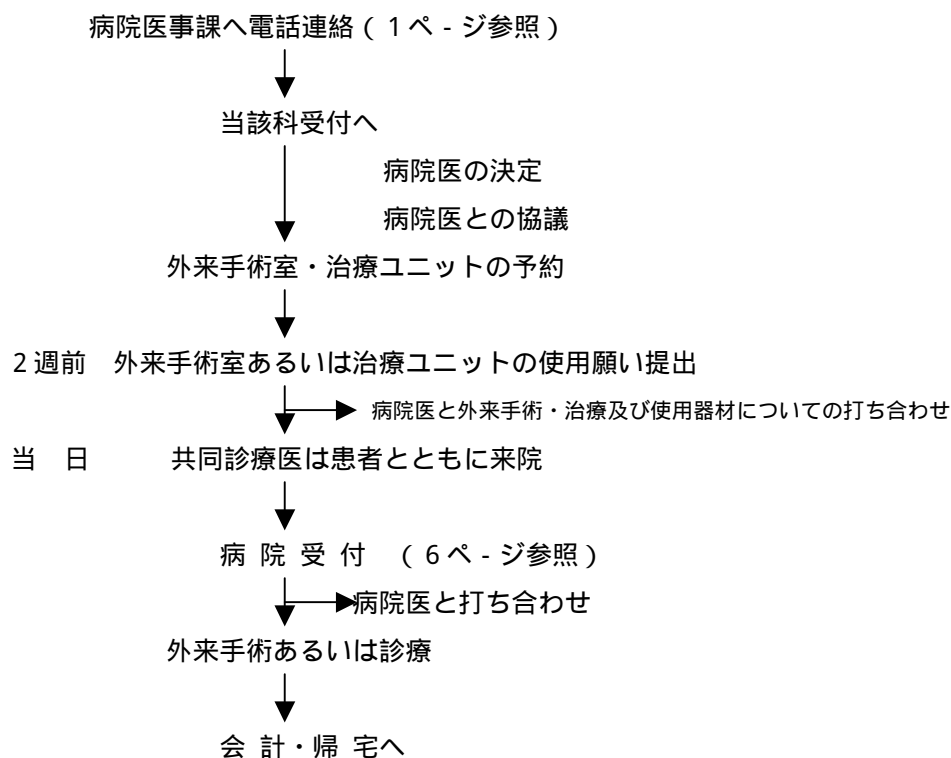
受け入れ準備の都合上、事前に電話等で連絡して下さい。

来院時は当該科に「来院の旨」を伝え、病院医と共に白衣と所定のネームプレートを着用し、診療室・手術室にお入り下さい。

共同診療は原則として次の時間帯にお願いいたします。

午前9時～午後5時

『外来患者の共同診療依頼及び診療の流れ』



3. 一般紹介患者について

一般の紹介患者につきましてはこれまで通り受付いたしますので宜しくご紹介のほどお願いいたします。

(1) 診療依頼手順

当院に患者紹介状(診療情報提供書等)を添え、患者の同意を得てご紹介下さい。
原則として初診扱いとなりますので午前11時までに来院され手続きを行うように患者さんにお伝え下さい。

紹介先は当該診療科とします。

ご紹介いただきました患者さんには担当医を決めた上で診療を開始します。

なお、紹介医の先生には担当医から文書にてご報告いたします。

(2) 紹介患者の紹介医への帰院

紹介患者の診療が終了した時点、あるいは継続診療を紹介医にてお願いする場合には病院医は紹介患者病状経過報告書(様式9)を作成し、診療情報提供書(様式8)とともに紹介医へ送付いたします。

4. 検査依頼について

医療機関(歯科診療所等)において、実施できない検査が生じた場合、検査依頼書(様式5)により検査及びそれに基づく診断を依頼することができます。検査患者の依頼方法は次のとおりです。

(1) 検査の依頼方法

検査は原則として事前に電話で予約して下さい。

依頼元(紹介状) → 病院 [045-581-1001] 放射線科(内線8533)
--

《検査のための患者来院》

画像診断・検査：初診時(第1日)に診察後検査日を予約し、前処置のための注意事項のご説明と必要な場合には薬剤をお渡し致します。CT, MRI, 特殊画像検査等の画像診断依頼は病院所定の用紙に記入の上、依頼して下さい。(様式5)

インプラント診療などのための画像検査：初診時に診察後検査いたします。私費診療の同意を患者にご確認のうえ電話予約して下さい。(なお、私費料金については事前にご相談下さい。)また、病院所定の用紙に記入の上、依頼して下さい。(様式6・7)

歯科矯正診療などのための頭部X線規格撮影およびパノラマX線撮影：初診時に診察後検査いたします。私費診療の同意を患者にご確認のうえご紹介下さい。この検査については、電話予約の必要はありません。(様式5)検査の結果は即日に資料を患者にお渡しします。

その他の検査：初診時(第1日)に診察後検査日を予約し、前処置のための注意事項のご説明と必要な場合には薬剤をお渡し致します。(様式5)

(2) 検査結果報告

検査データ・画像診断および所見(フィルム)などは後日依頼元へ「紹介患者病状経過報告書(様式9)」等で報告致します。

なお本院の画像はすべてデジタル化されていますので、ご希望であればデジタル形式(MOディスク等など)でも画像情報をお渡しします。ただし、諸経費(実費,例:ディスク代金など)は依頼元紹介医が負担することとします。

(3) 医療機器の使用

機器の使用は、緊急の場合を除き原則として「予約制」とし、機器の操作は診療放射線技師または検査技師が行いますが、病院医の立ち会いのもとで共同診療医が患者の検査を行うこともできます。

なお、当病院保有の医療機器は(別表10ページ参照)のとおりです。

(注)共同診療医が病院に赴き、検査等に使用した医療機器、使用材料等にかかわる諸経費(実費)は、共同診療医等が負担する。

5 . 開放型病院における診療報酬

共同診療

共同診療医が病院医と共同診療を行った場合に保険診療として次の通り請求することができます。

1) 入院の場合

< 診療所：共同診療医 >

実日数 7 日（再診 3 回、共同指導 4 回）

診療所からの入院紹介————— 診療情報提供料（B）290点

1 日目 入院・ 共同指導（1 回目）————— 350点

2 日目 再 診 料 [1 回]————— 38点

3 日目 共同指導（2 回目）————— 350点

4 日目 再 診 料 [2 回]————— 38点

5 日目 再 診 料 [3 回]————— 38点

6 日目 共同指導（3 回目）————— 350点

7 日目 共同指導（4 回目）————— 350点

退 院・ 退院時指導————— 330点

2) 外来共同診療及び検査依頼時の場合

< 診療所：共同診療医 >

共同診療医は診療情報提供料（B）290点を算定する。

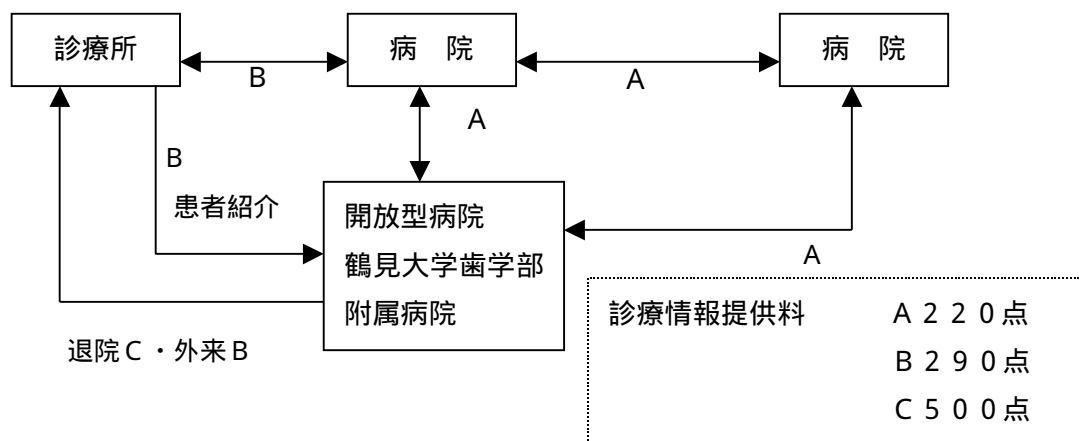
診療報酬明細書の記入は「その他の欄に（情B）」と記載し摘要欄に算定日を記載する。

< 開放型病院：本 院 >

通常通りの診療報酬の請求を行う。

処置終了時、紹介患者病状経過報告書（様式9）にて共同診療医へ報告し、診療情報提供料（B）290点を算定する。

3) 診療情報提供料フロ - チャ - ト



(注) 当病院は紹介入院患者あるいは紹介外来患者が退院あるいは治療を終了するときは、病状・治療内容・今後の方針をご紹介いただいた医療機関あて、紹介患者病状経過報告書(様式9)にて報告致します。

6. 開放型病院利用関係様式

- (1) 開放型病院「利用申込書」(様式1)
- (2) 開放型病院「共同指導確認書」《入院用》(様式2-入)
開放型病院「共同診療確認書」《外来用》(様式2-外)
- (3) 紹介状(診療情報提供書)[医療機関 当病院](様式3)
- (4) 施設使用願い(様式4)
- (5) 画像診断・検査依頼書(様式5)
- (6) インプラント診療用CT画像検査依頼書(様式6)
- (7) 画像検査質問票(御依頼用) (様式7)
- (8) 紹介状(診療情報提供書)[当院 患者紹介状](様式8)
- (9) 紹介患者病状経過報告書(様式9)

(別 表)

7 . 病 院 保 有 の 医 療 機 器

【画 像 診 断】

M R I (磁気共鳴画像検査) 装置、X線 CT 装置 (デンタル用ソフト装備)、超音波画像検査装置、多軌道断層 X 線撮影装置、頭部 X 線規格撮影装置、多機能パノラマ X 線装置、短時間撮影型パノラマ X 線装置、デジタル X 線撮影装置 (コンピューテッドラジオグラフィー)、歯科用デジタル X 線撮影装置、歯科用 X 線装置、X 線透視ビデオシステム

【内 視 鏡 検 査】

関節鏡検査、根管内視鏡検査

【顎 運 動 測 定 検 査】

顎運動測定装置、咬合平面診断装置

【口 臭 検 査】

ガスクロマトグラフィー

【臨 床 検 査】

心電計、脈波計、肺機能検査装置、血液ガス測定装置、生化学分析装置、電解質測定装置、自動血球計算装置、

【病 理 検 査】

標本自動染色装置、自動固定包埋装置、凍結切片作製装置

【そ の 他】

酸素ポンプ、救急蘇生具セット、除細動器、レスピレーター理学療法器、手術用顕微鏡、人工呼吸器装置、患者監視装置、血圧連続監視装置、

8. 開放型病院の運用要綱

1. 趣 旨

この要綱は鶴見大学歯学部附属病院（以下「病院」という）と川崎市歯科医師会が相互に協力し、医療技術並びに地域医療の向上発展を図るために、病院の施設利用、運用について必要な事項を定めるものとする。

2. 登 録

病院施設を利用できる者は、原則として川崎市歯科医師会所属の会員とし、事前に病院医事課へ申し込み、所定の手続きを経て共同診療臨床医（以下「共同診療医」という）の登録をする。

共同診療臨床医登録申込書（様式1）

3. 病 院 施 設 の 利 用

共同診療医は次のとおり病院施設を利用する事が出来る。

- (1) 共同診療
- (2) 診断・検査依頼
- (3) 手術施設利用（別に定める規定による）

4. 共 同 診 療 臨 床 医 の 来 院

- (1) 病院は共同診療医のために「病診連携室（1階）」を設置する。
- (2) 共同診療医は来院前に「電話にて病院医に連絡の上」来院する。
- (3) 訪院時は医事課に来院の旨を伝え「病診連携室又は病棟内面談室」で病院医と面談し、病院医と共に白衣と所定のネームプレートを着用し病棟で診察をする。
- (4) 共同診療医の来院時間は原則として「平日：午前9時～17時と土曜日：午前9時～午後13時（第2・4土曜日・日曜・祝日・大学の定める休院日を除く）」とする。但し、手術などの緊急の場合は除く。

5. 病 診 連 携

- (1) 共同診療患者が入院した際には、病院医診察後、共同診療医に対して「患者の状況」を報告し、必要に応じ共同診療医から診療上必要な助言を受ける。
- (2) 共同診療患者が退院する際、病院医は病状及び今後の治療方針等を共同診療医に報告する。
- (3) 当院の通院・入院（退院）患者を共同診療医に紹介（逆紹介）する際は、所定の病院紹介状（様式8）で依頼する。
- (4) 病院は年2回定期的に「症例検討会」を開催する。

6. 診療担当

原則として、入院患者の診療等には主として病院医が当たり、共同診療医はこれに参加する。診療等の指示は病院医が行い、共同診療医は病院医と協議の上助言を与えることができる。

7. 医事紛争問題の解決

当院での診療開始以後に「医療事故」が生じた場合には、原則として病院側がその解決に努力するが、病院は共同診療医に紛争解決のための協力を要請することができる。

8. 関係歯科医師会への報告

病院は共同診療医氏名、共同診療医の病院利用状況を関係歯科医師会に定期的に報告する。

9. 運営委員会

開放型病院の効果的かつ円滑に運営するため、委員会を設置するものとする。
運営委員会の組織、運営について必要な事項は別に定める。

10. その他

開放型病院の運用上、変更の必要が生じた時は、川崎市歯科医師会を代表機関として協議の上改善を計るものとする。

付 則

本要領は平成13年5月1日から実施する。

9 . 開 放 型 病 院 運 営 委 員 会 設 置 規 定

(趣旨)

- 1 . この規定は、鶴見大学歯学部附属病院の開放型病院等に係る専門的事項を検討するため、鶴見大学歯学部附属病院の開放型病院の運用要綱（平成13年3月1日実施）の第9項の規定に基づき開放型病院運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置し、その組織・運営等に関し必要な事項を定める。

(委員)

- 2 . 運営委員会は、次の各号に掲げる区分から選出された委員をもって組織する。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 川崎市歯科医師会役員 | 2名 |
| (2) 鶴見歯科医師会役員 | 1名 |
| (3) 鶴見大学歯学部附属病院に所属する者 | 3名 |

(委員長及び副委員長)

- 3 . 運営委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
委員長は会務を統理し会議の議長となる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

- 4 . 委員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 5 . 運営委員会は毎年定期的開催し、委員長が招集する。
委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

- 6 . 運営委員会の事務は医事課が処理する。

(補則)

- 7 . この規定に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は会議に諮って定める。

(付則)

この規定は平成13年5月1日から施行する。

10. 開放型病院での手術室等の使用規定

【手術の実施】

1. 手術の申込み

定時の手術は、手術予定日の前週の木曜日までに、手術予定表を担当科に提出して下さい。

緊急手術は担当科を通じて申込み下さい。

なお、病院の受け入れ体制の都合により応じられない場合もありますので、ご承知願います。

2. 手術器具

手術器具は当院で用意いたしますが、新規の器具に関しては相談します。

3. 手術記録

手術後、手術記録の記載をおこなう。

11. 開放型病院に関する通知（参考）

（開放型病院の施設基準）

1. 病院であること。
2. 当該病院が当該病院の存する全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されていること。
3. 2の目的のために専用の病床が適切に備えられていること。
4. 当該病院の施設・設備の開放について、開放利用に関わる地域の医師会等との合意（契約等）があり、かつ、病院の運営規定等にこれが明示されていること。
5. 当該2次医療圏の当該病院の開設者と直接関係のない（雇用関係にない）20以上の診療所の医師若しくは歯科医師が登録しているか、又は当該地域の医師若しくは歯科医師の5割以上が登録している。
6. 開放病床は5床以上ある。
7. 以下の項目に関する届け出前30日間の実績を有する。

（1）実績期間中に当該病院の開設者と直接関係のない複数の診療所の医師又は歯科医師が、開放病床を利用した実績がある。

（2）これらの医師又は歯科医師が当該病院の医師と共同を行った実績がある。

（3）次の計算式により計算した実績期間中の開放病床の利用率が2割以上である。

$$\text{開放病床利用率} = (30 \text{ 日間の地域の主治医の紹介による延べ入院患者数}) \div (\text{開放病床} \times 30 \text{ 日間})$$

開放型病院共同指導料（ ）350点

1. 診察に基づき紹介された患者が別に厚生大臣が定める開放利用に係る施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関（以下この表において「開放型病院」という）に入院中である場合において、当該開放型病院に赴いて、当該患者に対して療養上必要な指導を共同して行った場合に患者1人1日につき1回算定する。
2. 退院に際して当該患者又はその看護に当たっている者に対して、退院後の療養上必要な指導を共同して行った場合は、所定点数に330点を加算する。

開放型病院共同指導料（ ）220点

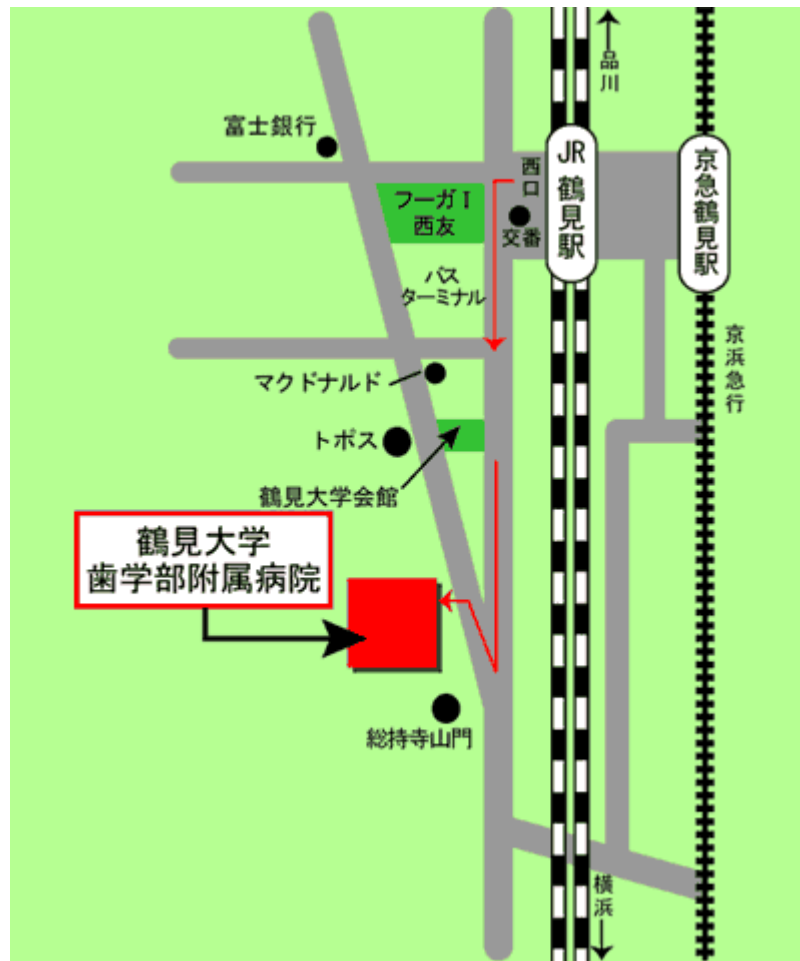
1. 診療に基づき紹介された患者が開放型病院に入院中である場合において、当該開放型病院において、当該患者を診察した保険医療機関の医師と共同して療養上必要な指導を行った場合に、患者1人1日につき1回算定する。
2. 退院に際して当該患者又はその看護に当たっている者に対して、退院後の療養上必要な指導を共同して行った場合は、所定点数に430点を加算する。

（開放型病院共同指導料についての注記事項）

1. 開放型病院共同指導料（ ）は、開放型病院に自己の診察した患者を入院させた歯科医師（以下本項において「共同診療医」という）が、開放型病院に赴き、開放型病院の歯科医師と共同で診療、指導等を行った場合に1人の患者1日につき1回算定できるものであり、その算定は共同診療医が属する保険医療機関で行う。

- 2 . 開放型病院共同指導料 () を算定した場合は、再診料及び歯科訪問診療料等は算定できない。
- 3 . 診療所による紹介に基づき開放型病院に入院している患者に対して、当該診療所の保険医が開放型病院に赴き診療、指導等を行った場合において、その患者について既に診療情報提供料 (B) が算定されている場合であっても、開放型病院共同指導料 () を算定できる。
- 4 . 開放型病院共同指導料 () を算定する場合、共同診療医の診療録には、開放型病院において患者の指導を行った事実を記載し、開放型病院の診療録には共同診療医の指導が行われた旨記載する。
- 5 . 開放型病院共同指導料 () は、共同診療医の属する保険医療機関が開放型病院共同指導料 () を算定した場合に開放型病院において算定する。
- 6 . 開放型病院共同指導料 () 及び () に対する退院時共同指導加算は、退院に際して患者又はその家族等退院後患者の看護に当たる者に対して、共同診療医と開放型病院の歯科医師が共同して退院後の療養に必要な指導を行った場合に所定点数に加算する。
- 7 . 退院時共同指導加算は、家庭に退院する患者が算定の対象となり、他の保険医療機関、社会福祉施設、介護老人保健施設等に入院若しくは入所する患者又は死亡した患者については、加算の対象とならない。
- 8 . 退院時共同指導加算は、開放型病院の歯科医師の指示を受けて、当該病院の保健婦、看護婦、栄養士、理学療法士、作業療法士、医療ソーシャルワーカー等が共同診療医と共同して指導を行った場合も算定できる。
- 9 . 退院時共同指導加算を算定する場合、共同診療医の診療録には、開放型病院において当該患者退院時指導を行った事実を記載し、開放型病院の診療録には共同診療医の退院時指導が行われた旨を記載する。
- 10 . 退院時共同指導加算は、指導の対象が患者又はその家族であるかの如何を問わず 1 回に限り加算する。

病院案内図



交通のご案内

本院は交通至便な場所に位置していますが、ご来院されるまでのおよその時間は次の通りです。

- ・ JR 鶴見線(京浜東北線)まで
 - …東京駅から 30 分
 - 横浜駅から 10 分
- ・ 新幹線 新横浜駅からは東神奈川乗換で 25 分
- ・ 京浜急行線 京急鶴見駅もご利用いただけます。
病院まで…JR 鶴見駅(西口)より徒歩 5 分
京急鶴見駅(西口)より徒歩 7 分

学校法人 総持学園

鶴見大学歯学部附属病院

〒230-8501 横浜市鶴見区鶴見 2-1-3

TEL:045-581-1001(代)

FAX:045-581-0024